



福利権支権從事者研修会  
2019年10月27日

## 法人後見、私たちの取り組み ～生活・健康を見守る支援～

特定非営利活動法人 成年後見センターもりおか  
高橋 晃

- ◆ NPO法人成年後見センターもりおか の誕生
  - ・平成20年10月 1日設立（平成30年10月で10周年）
  - ・目的 知的障がい者を対象とした法人後見
  - ・活動 制度の普及・啓発、利用相談、親族後見人支援  
市民後見人養成講座の開催、法人後見

成年後見NPO  
成年後見センター  
特定非営利活動法人  
今秋目指し準備団体  
高橋・前田の手に

1 成年後見センターもりおかの生き立ち

- ◆ 親たちの思い、「子の幸せ」のために
  - ・親たちが、支援者との「福利権」についての勉強会  
(平成19年8月～)
  - ・親たちの思いを込め 法人設立へ

## 2 法人後見 私たちの取り組み

### 受任の状況

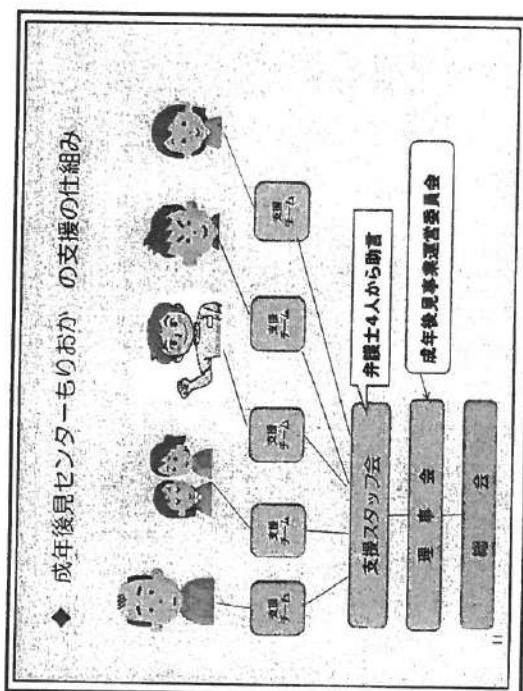
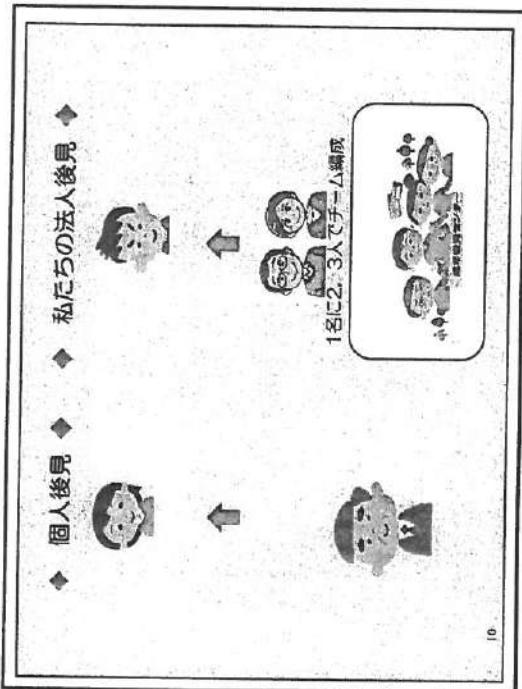


後見	13名	保佐	3名	補助	1名
	7名		3名		
(内3名死亡)					
	20名		6名		
					1名



● 親族の状況（現在）	
● 就労先（現在）	
● 後見人の申請・相談窓口（現在）	
● 五人車駆後見	21名
● 総務等との連携後見	3名
● 市町村の利用支援（現在）	
● 市町村を申し立て	4名
● 市町村の相談助成	1名

● 受任時の年齢	
● 後見開始の動機	
● 局所（現在）	
● 施設入居	1名
● 開院入院	1名
● グループホーム	1名
● 既存パート	1名



#### 4 支援活動の目標と実践

介護士を交えたスタッフ会での報告、情報交換の重視

(1) 組織で財産を守り、また本人の豊かな生活のために活かしていく。

ア 財産・重要な書類（預金証券）の集中管理  
イ マイナンバーカード等の集中管理、管理（入出金）の決算制

ウ 預金通帳等の集中管理、管理（入出金）の決算制  
(例：預金の出し手紙)

エ 賃料・賃貸・賃貸等制度等の積極的な活用  
オ 勤務遂行費用を付加しない（本人の負担軽減）

カ 損害賠償保険へ加入



13

#### 5 スタッフが取り組んでいる一つの事例

(1) 総の遺産を相続したとしても管理する能力の見通しが立たず、相続を放棄し生活を守ることを選択を余儀なくされた事例

(2) 相続した宅地、建物の維持管理費が高くなるが、安全管理上、建物を解体処分するとして多額の解体処分費用が見込まれる事例

(3) 精神科医療を受ける長期の入院生活を離れ、福祉サービス等を利用しながら地域での生活を検討している事例

(4) 医療費の助成、交通費割引きなどの軽減・優遇・割引を、自身では十分生かし切れないいる事例

(5) 親族による預・貯金の無心、資産が見逃されている相談事例

14

(2) 生活・健康等の課題やニーズの「サービス等利用計画」等への反映、支援

ア サービス等利用計画へ本人の課題、ニーズの反映

イ 個別支援計画等へのニーズの反映（モニタリング時の同席）  
ウ 健康診断や精密検査の積極的な活用・支援

エ スポーツ観戦、旅行など余暇活動の支援、地域行事への参加支援



\*

14

#### 6 おわりに



ご清聴ありがとうございました

## 身上保護の現状と課題 ~本人を支えるための制度として機能するためには~

特定非営利活動法人そよ風ネットいわき  
松本 悅子

Supported by 日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION

### 当法人が考える身上保護

- ▶ 平成23年度に成立した「成年後見制度の利用促進に関する法律」基本理念として「身上の保護」がうたわれています。
- ▶ しかしながら、家庭裁判所においては「身上監護」が使われており、後見実務を行う上で、どまどいがあります。
- ▶ 当法人では「監護」と「保護」の言葉の違いについて、明確に定義ができるているところは言えませんが、一つのケースへのかわりの中で、本人に寄り添い思慮決定支援を可能な限り尊重した後見実務を行えるよう、日々努力しております。
- ▶ ここで、私たちの活動を 事例を通してお話ししたいと思います

### 事例 Aさんのケース

- ▶ Aさん（70代後半男性）
- ▶ 要介護3（受任当初は要介護2）
- ▶ B県C市（地方都市）出身
- ▶ 6人兄弟姉妹の二男（兄・弟・妹・妹・弟）
- ▶ 20代で結婚し、娘・息子（共に配偶在住）が生まれるも、40代で離婚
- ▶ 東京都内で事業をしていたが、40代で倒産
- ▶ 東日本大震災後、当市の紹介人を通じて転居
- ▶ 除染作業に従事していたが、体調を崩し働けなくなり生活保護受給となる
- ▶ 自宅は築30年の階家（冷暖房器具なし）

### 受任までの経緯～1～

- ▶ H25年2月
- ▶ いわき市D地域包括支援センターに、新聞から「言動がおかしい」（頻繁に支払いを忘れる）と相談に入る
- ▶ D包括のE職員及び保健師が、本人を訪問
- ▶ 認知症が疑われたため、介護保険の申請手続きを行う
- ▶ H25年3月
- ▶ G居宅介護支援センターのHケアマネがケアプランを担当し、福祉サービス利用開始となる
- ▶ 生活保護受給開始

## 受任までの経緯～2～

- ▶ H27年8月
- ▶ 家賃やライフラインの支払いに遅れがちられるようになる
- ▶ 自宅付近の居酒屋で飲酒し自転車で帰宅する途中、軽微な交通事故で負傷する
- ▶ 急急搬送され入院するも、赤ん坊状態で2日後に自宅へ戻る
- ▶ 在宅での生活に限界があるため、施設入所の検討が行われる
- ▶ H28年10月
- ▶ チャッシュカードの贈呈書号が分からなくなるなど、お金の管理が難しくなる
- ▶ 本人の金銭管理を、担当ケアマネージャーが一時的に行うようになる
- ▶ H29年3月
- ▶ 成年後見への審判が下り、当法人が成年後見人となる

## 受任後の活動～1～

- ▶ H27年8月
- ▶ 本人を、いわき市の担当ケースワーカー及びHケアマネと共に訪問
- ▶ 本人より娘の恵香がみられ、財産の引き受けができないかった
- ▶ ケアマネージャーより現金を預かり、T銀行にて通帳作成（本人名義）
- ▶ H29年4月
- ▶ 担当者会議開催
- ▶ 本人の「在宅で生活したい」という希望を踏まえ、支援方針を検討
- ▶ 本人の意思決定支援に実情に即した支援の基盤

## 受任後の活動～2～

- ▶ H29年5月
- ▶ Hケアマネよりティーサービス通所時に「預けた俺の金を返せ」と本人が繰り返していたとの報告を受けた
- ▶ 保護係のケースワーカー同行の上で訪問し、本人に「金銭管理は後見人さんが行う」と説明するも、ケースワーカーに懇みかかって「ふざけるな」と怒鳴った
- ▶ 本人に財産管理を任せると、家賃や公用料金を滞納してしまう・・・
- ▶ でも、意思決定支援の立場からすると、無理やり預かるることは出来ない・・・
- ▶ というジレンマ

## 受任後の活動～3～

- ▶ H29年6月
- ▶ 市の担当ケースワーカーと共に本人宅を訪問し、同じく通帳一式を預かる
- ▶ 精神保健福祉手帳申請（後に、認知症でこの判定）
- ▶ 認知症治療のため、専門医受診（精神科クリニック）
- ▶ H29年7月
- ▶ 本人より1日27件の電話がある
- ▶ 内容はすべて「お金を返せ、翌日に通報する」
- ▶ ティーサービスの職員へ「お金を返してほしい」と繰り返し訴える

## 受任後の活動～4～

- ▶ H29年7月
- ▶ 本人より「通帳を返してほしい」と再三の訴えがあり、裁判所に指示を仰ぐ
- ▶ 裁判所からは「後見人が管理すべき」との話ある
- ▶ この頃より日10回前後「通帳を返せ、警察に通報する」と電話が入る
- ▶ H29年8月
- ▶ 受診及び服薬拒否が出る
- ▶ ヘルパーに対して「酒を買って来い」と怒鳴る事が増える

## 受任後の活動～5～

- ▶ H29年9月
- ▶ 介護保険認定調査で要介護2の判定となる
- ▶ H29年11月
- ▶ 年末、福祉サービス（主にデイ）利用が出来ない期間、本人の命はどう守るかについて関係者で検討
- ▶ 特別養護老人ホームの短期入所の利用検討
- ▶ 施設見学に行くも「絶対行かない」と恐り出したため、利用中止となる

## 受任後の活動～6～

- ▶ H30年1月
- ▶ ケアマネより「ヘルパーから“今朝のサービス提供時本人不在で、付近を捲す  
ても見つかなかった”との報告きた」との連絡入る
- ▶ 法へ内で検討し、警察に通報
- ▶ 会理若松より「本人を見しだ」との連絡入る
- ▶ 後見人が引き取りに来るようどの指示あつたため、理事長以下2名で身柄引  
き受けに行く
- ▶ 精神科クリニックの主治医に相談し、受診の指示ある
- ▶ 妹がひび第へ今回の件を報告し、精神科病院受診し入院もありつるにこを説明

## 受任後の活動～7～

- ▶ H30年2月
- ▶ 精神科クリニック受診。入院加療の必要があるとの事で、紹介状を記入してち  
らう
- ▶ Y精神病院（入院施設あり）を受診するも、「アルコール依存症の治療は、本  
人の強い意志が無ければ引受られない」との事で入院とならず
- ▶ H30年3月
- ▶ 地域包括を交え、担当者会議開催
- ▶ 担当ケアマネージャーより「支障不可」の連絡入り、新しいケアマネを探す  
△ケアアフランのSKアマナ（看護師）が新しく担当する事が決まる

## 受任後の活動～8～

- ▶ H30年5月
- ▶ 民生委員より「近隣住民から“子供に声をかけてくる”と相談があつた」と連絡が入る
- ▶ ヘルパーより「訪問時、女性ものの衣類が伸入れに隠されていた」と報告が入る
- ▶ Sケアマネと監禁器の生活安全担当に相談に行き、見回りを依頼
- ▶ H30年6月
- ▶ 再度、精神科クリニックに相談し精神科病院への紹介状をもらう
- ▶ 同時に、Sケアマネが精神科病院のMSWへ受診の相談をする

## 受任後の活動～9～

- ▶ H30年7月
- ▶ H精神科病院受診し、医療保護入院となる
- ▶ 頬板に状況を説明し、転送にて身元引受け人の書類記入してもらう
- ▶ 以後、入院での認定症およびアルコール依存の治療を行う
- ▶ 本人に面会すると「ここは、みんなでご飯食べられて寂しくない」と話す
- ▶ H30年12月
- ▶ 主治医より「在宅復帰は難しいが、施設やGHであれば退院の許可が出来る」などの話があり、Sケアマネと入所先を探し始める

## 受任後の活動～10～

- ▶ H31年1月
- ▶ グループホームより「空きがある」との回答があり、実地調査後にSケアマネを通じ「受け入れ可」との回答ある
- ▶ 保護係ースワーカーを交え、本人に希望を聞いたところ「退院してグループホームに行きたい」と答えた
- ▶ H31年2月
- ▶ グループホーム入所となる

## ケースを通して思うこと

- ▶ Aさんの支援を通して感じたこと・・・
  - ▶ ・生活を支障する事の難しさ
  - ▶ ・意思決定支援を、どのように支えて行くのが理解なのか
- 今でも、時々悩んでしまうのは・・・
- ・Aさんにとってグループホーム入所が幸せだったのか
  - ・Aさん人生を、本人の意図と反する形で決めてしまって良かっただのか

最後に・・・

福島県は、  
・東日本大震災と原子力発電所の事故による避難  
・台風19号による浸水被害  
という、二つの困難に見舞われています

私たち、いわき市も例外ではなく被害を受けています  
被後見人等の中にモルタルホームが水害で避難し、慣れない環境で不便な生活  
を送っている方が多いです

後見人として“いま出来る事”は何かを判断しながら、しかし迅速に必要な支援  
を行っていきたいと思います

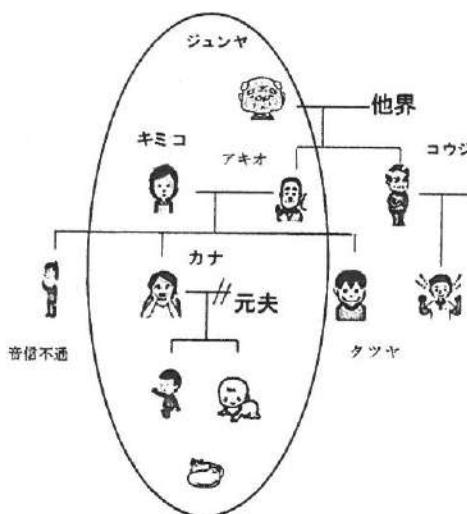
ご清聴 ありがとうございました



4、 10月30日 滋賀県甲賀市

## カワハラ家

全国権利擁護支援ネットワーク研修事例



### ジュンヤさん

78歳 アルツハイマー型認知症。要介護1  
60歳まで運送会社で勤め定年。3年前に認知症発症。趣味はカラオケ。週1回デイサービス利用。  
温厚で穏やかな性格。年金14万／月

### アキオさん

51歳 5年前企業をリストラされる。  
現在はコンビニでアルバイト。アルコール依存症。  
8万／月給。気性が荒い性格。

### キミコさん

49歳 2年前からうつ病で治療中。  
仕事はできない。少しだけ他人と会話ができる。元々保険外交員だった。

### カナさん

22歳 元夫との間に4歳と1歳の子あり。無職。  
中学生時代から素行が悪く補導歴あり。活発な性格。

### タツヤさん

20歳 療育手帳B判定。作業所で働いている。  
年金6万／月。言葉は少ないが、真面目に仕事を行っている。工賃でタヌキの置物を買うことが楽しみ。

### カワハラ家の現状

ジュンヤさん宅は築30年の2階建て一戸建て。妻は7年前に他界。5年前から長男家族が同居。1年前からカナさんも同居を始めた。昔から猫を数匹飼っている。

2年ほど前から、自宅敷地内にゴミが散乱するようになる。現在は敷地全体に空き缶等のゴミが散乱し、異臭を放っている。室内も非常に物が多く散らかっている。

3年前から固定資産税滞納、最近は全員国民健康保険料も滞納している。生活費が足りないため、ジュンヤさん・タツヤさんの年金で家族全員が生活している。

カナさんの長男は保育園に通っているが、汚れた身なりであり言葉の発達の遅れがある。

タツヤさんは障害者年金を取得しているが、タツヤさん自身はそのお金があることを知らず、管理はキミコさんが行っている。

コウジさんはアキオさんと金銭トラブルになり疎遠。アキオさん夫妻の長男は県外で働いている。

### カワハラ家の住むまち

山々に囲まれた自然豊かなまち。主な産業は窯業・農業・医薬品製造業・観光。大学との連携、地域おこし協力隊など外部の資源活用にも力を入れている。

まち全体の高齢化率は約24%であるが、カワハラ家の地区は30%近い地域であり、かつ一人暮らし高齢者も増加している。鉄道やバスの交通網はあるものの車を所有していないと不便な地域ではある。福祉施設・事業所は増加傾向にあるが、職員の確保に苦慮している。医療機関は開業医病院・総合病院があるが、医師不足は否めず、入院病床は厳しい状況にある。移動ができる者は買い物にそれほど困る地域ではないが、高齢者等は困っている。

### 近所の話

ジュンヤさんは奥さんがいた頃は仲良し夫婦でした。5年前に長男と同居してから生活が変わっちゃいました。認知症も進んできたようで時々道に迷っている姿を見かけます。体重もかなり減っているような。。アキオさんはしつこい家にいるし、レイコさんは最近顔も見かけなくなりました。カナさんがいつも子供を怒鳴る声も聞こえて、近所はみな心配しています。

## カワハラ家の皆さんのお気持ち

### ジュンヤさんの気持ち

- ・ たまに行くところ（デイサービス）は楽しいからもっと行きたいんだけどな～。
- ・ 妻と二人で生活したいんだが、最近妻が帰ってこないんだなー。
- ・ 息子や孫が大きな声を出すので、もうちょっと穏やかに生活できるところに住みたいなー。
- ・ 前は年金がもうちょっとあったと思うんだが、最近は少なくなって好きなカラオケにも行けれんようになった。・・・なぜだろう???
- ・ 息子夫婦も金に困っておって、息子に「金くれ」って言われると怖くて渡しちゃう…。
- ・ たまにいくところもまっと行きたいし、なんか役所から金払えって言われているんだけど手続きとかわからんのだわ。
- ・ 片づけができるようになってきたんで、誰か助けてくれないかなあ。家にいる人は誰も手伝ってくれんし・・
- ・ やさしい孫が仕事頑張って欲しいね。

### アキオさんの気持ち

- ・ なかなか正社員の仕事が見つからないわ。お金もないしな～。酒は毎日飲むよ。
- ・ 親父は最近物忘れ進んできているし困ったわー。施設に入ると金もかかるしな。年金はそこそこあるけど、生活費に回してもらわないといかんし。
- ・ 仕事もなかなか上手いこと見つからないし、どっかに定時で残業なくて土日休みの手取り 40 万くらいくる仕事ないかねー。それだけあれば好きなだけ酒が飲めるのになー。
- ・ 妻はあんな状態じゃあ働けないな。早く良くなって仕事ができるようになるといいんだけどなー。
- ・ カナは出戻ってくるし、いくら金があっても足りないわ。さっさと独立してくれればいいのに。
- ・ 弟とはもう二度と会いたくないね。

### キミコさんの気持ち

- ・ 調子が悪くて働けません。
- ・ お義父さん、すいぶん物忘れが増えているわ。私もこんな体じゃ介護できないし、どうしたらいいかしら。弟さんたちがもっととかかわってくれればいいのに。
- ・ 以前のように夫にお仕事がみつかるといいけれど。今はお酒を飲んでばかりで本当に嫌。酔っぱらうと怖いし。
- ・ カナは子供そっちのけで遊びにいってしまうし困ったわ。私もいつも体調がわるくて

思うように孫を見ることができないし。

- 昔みたいにお友達とお食事したりしたいな。でもしんどくてそれどころじゃない。どうして私はこんなふうになってしまったのだろう。何もしたくないし、体もうごかない。家はどんどん汚れていくし。なんで私はばっかりこんな目にあわなくてはいけないんだろう。
- タツヤには申し訳ないけど、お金（年金）は家族のために使うわね。

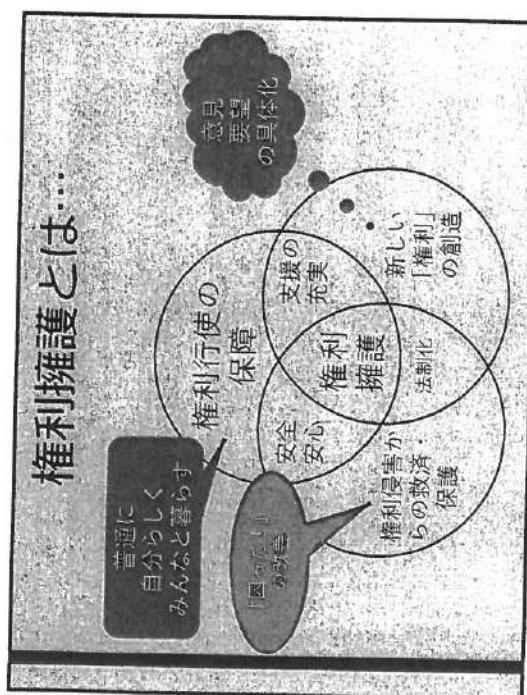
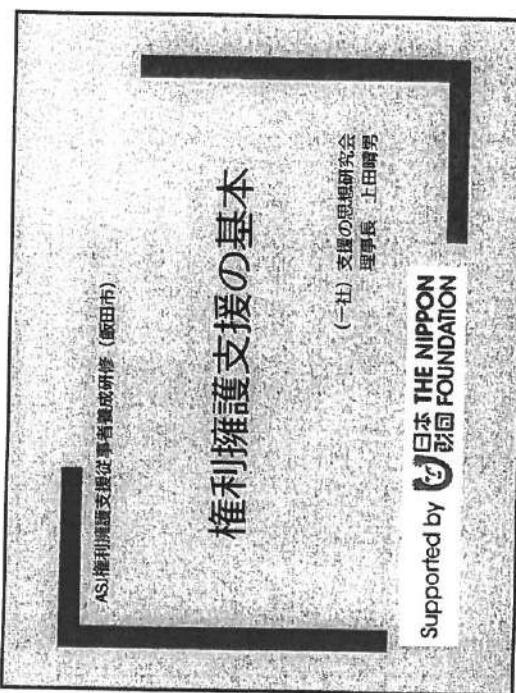
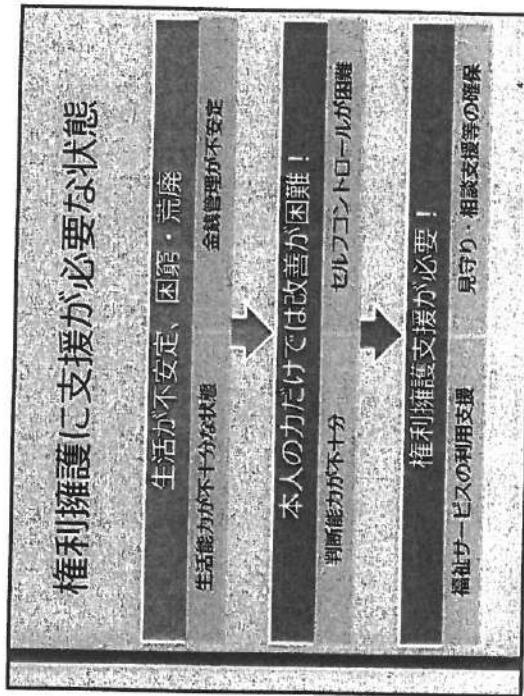
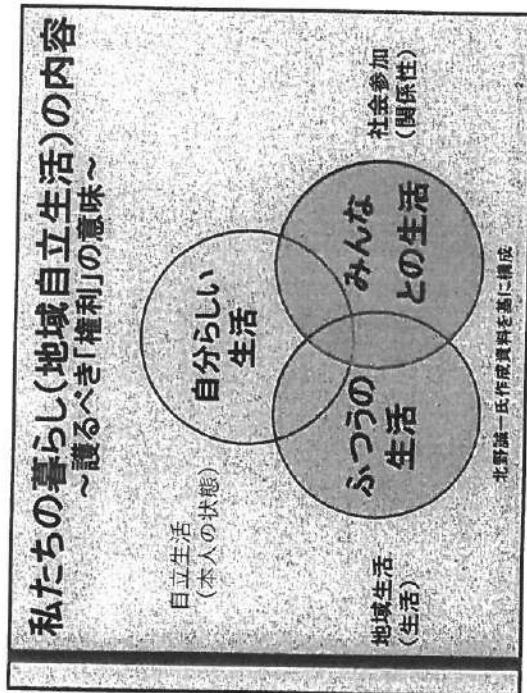
#### カナさんの気持ち

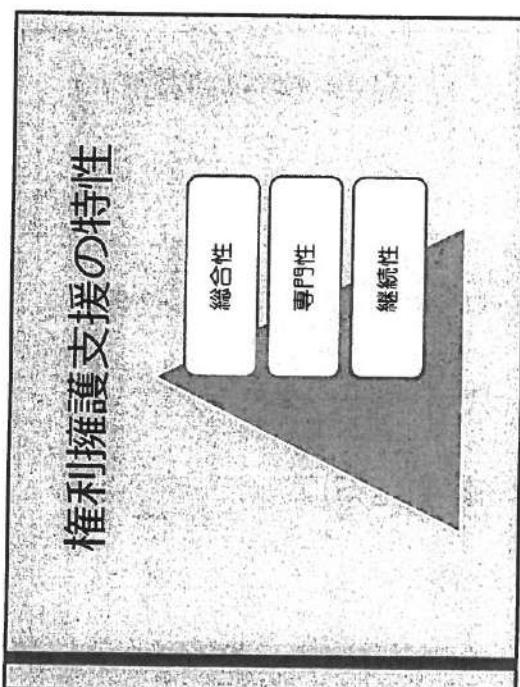
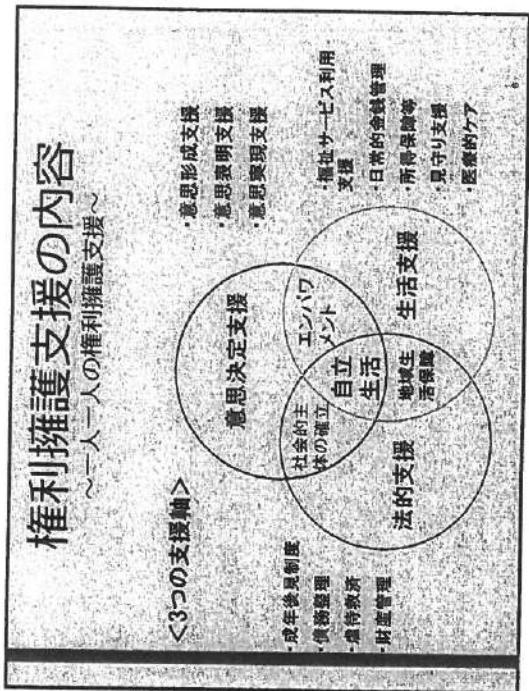
- 子育ては大変。親が見てくれるから遊びには行けるけど～。
- じいちゃんはボケてるし、母さんは暗いし、父さんはアル中だし、もう最悪！あまり家にいたくない！
- 本当は子どもたちがかわいいし、ちゃんと面倒見なきゃって、思っているんだけど、自分一人じゃどうしたらいいか分かんないよ。子どものことを考えているとどんどんストレス溜まって、ついつい怒鳴っちゃう。
- 自分と子どもたちだけで生活しようかと思ったけど、これ以上苦しい生活はイヤだ！
- タツヤは障がいがあっても働いているのに、自分は働いてないからって、みんなに文句言われてツライ。
- 本当は自分も働かなきゃとは思うけど、嫌なことばかりでストレス溜まっちゃうんだよ。だからついついパチンコとか遊びに行っちゃうんだよね。その方が楽しいもん。

#### タツヤさんの気持ち

- 作業所は楽しい。お仕事頑張ります。ご飯も食べれる。うれしい。
- お金ない。おうちご飯食べれない。ご飯たくさん食べたい。
- お仕事頑張ります。タヌキ買います。父ちゃんに（タヌキ）壊された。悲しい。
- 父ちゃん・姉ちゃん怖い。すぐ怒ります。
- 母ちゃんと大きいタヌキ見に行った。大きいんだよ。（嬉しい。）
- 隣のおばちゃん菓子くれる。うれしい。ラムネうまい。

5、 10月31日 長野県飯田市





## 一般的支援の内容と対象者

- 問合せ
  - ・説明
  - ・情報提供
- 相談
  - ・傾聴
  - ・指導・助言
- 対象
  - ・自分で対応できる人
  - ・「困った」の内容がシンプルな人

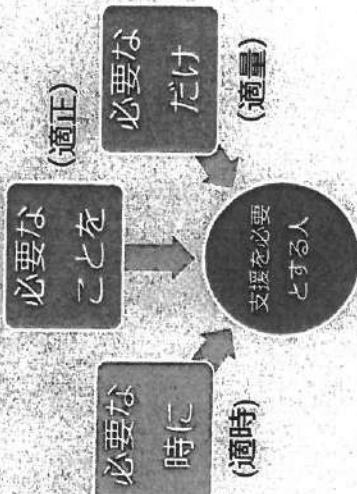
## 専門的支援の内容と対象者

- 支援ニーズ
  - ・対人援助技術
  - ・法制度対応  
(多様性)
  - ・個別対応  
(柔軟性)
  - ・コミュニケーション  
技術
- 対象者
  - ・支援を必要とする状態の本人
  - ・家族や関係者等

## 特別支援の内容と対象者

- 困難性ケース
  - ・セリフesslerト
  - ・依存と嗜癖
  - ・衝動性等、自己制御困難への対応
- 複合ケース
  - ・支援ニーズの複合性
  - ・当事者の複合性
  - ・多機関連携の具体化と実効性の確保
- 対象者
  - ・関係性構築困難者
  - ・協働改善困難者

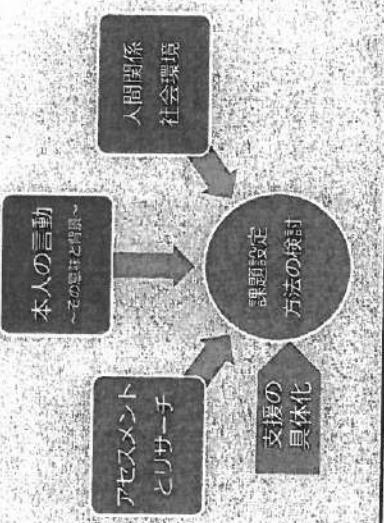
## 支援の三要素



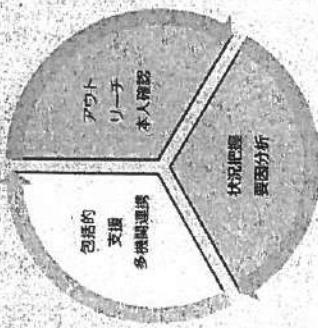
## 権利擁護支援ニーズとは…

- 本人の要望とその状況
- 本人の状態像と生活状況  
～「必要性」～
- 社会的関係性の状況  
～孤立・差別・排除等～

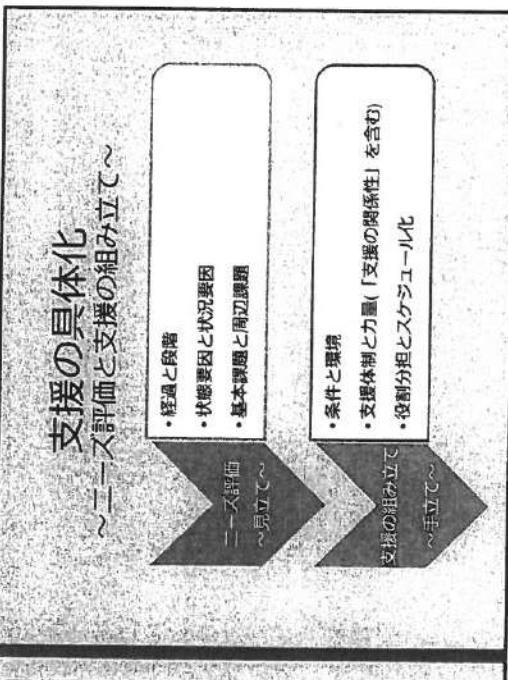
## 気付きのポイント



## 権利擁護支援に求められること



## 支援の具体化 ～ニーズ評価と支援の組み立て～



6、 1月31日 埼玉県川越市

全国権利擁護支援ネットワーク協力委員  
一般社団法人萩長門成年後見センター代表  
弁護士 山口正之

## 1 自己紹介

- ・1972年4月生れの年男。生れも育ちも大阪（東大阪市）。関西弁は不得手。  
趣味は、読書と映画鑑賞。特技は、車に轢かれても大丈夫なこと。
- ・平成8年3月に東京大学法学部卒業。平成17年10月に弁護登録。平成19年10月、萩・山口法律事務所開設。平成23年12月、伊藤隆司社会福祉士とともに萩長門成年後見センター及び萩長門成年後見支援センター“てとて”を設立。
- ・福祉との関わり（平成18年ころ、林和孝さん・26歳との出会い）

## 2 権利擁護支援のことば（『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房）

- ・三つの支援軸 アドボカシーの要素 エンパワメント
- ⇒ 権利擁護支援…セルフアドボカシー、エンパワメント、意思決定支援

## 3 意思決定支援をめぐる日本の議論

- ・能力不存在推定 → 能力存在推定 「パラダイムの転換」
- ・意思決定支援の制度化は可能か？→意思決定支援に名を借りた代行決定  
誘導の問題、たくさんの事実（顔）  
cf. 後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪弁護士会 HP）

## ※ 正義とケア

- ・キャロル・ギリガン『もうひとつの声』…重い病の妻を助けるには薬が必要。しかし金がない。夫ハインツから相談を受けた。自分は買う余裕のない薬を妻の命を救うために盗むべきか否か相談。

- ・ケアの倫理

## 4 下関市大藤園での施設内虐待事案

- ・会員施設障害者虐待事件に係る検証活動等の報告書（平成 29 年 6 月）

一般社団法人山口県知的障害者福祉協会 HP、山口県弁護士会 HP

古川英希さんの言葉、重利政志さんの言葉

## 5 不適切支援と視野狭窄

- ・やまゆり園の事件について考える

「社会的排除 障害者の場合」佐藤彰一先生『法社会学』第 85 号

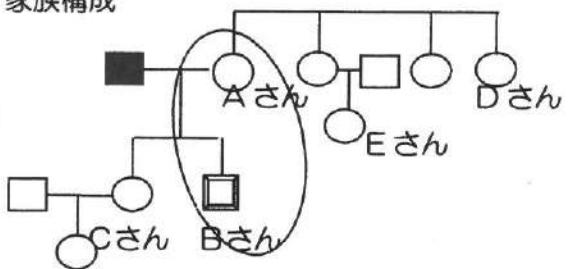
- ・権利擁護から考える

→ 何が問題なのか、虐待を防止するためにどうするか

- ・「虐待防止への視点」佐藤彰一先生『実践成年後見』第 61 号
- ・施設職員の悩み（下関の虐待事件の検証報告書） 再び、古川英希さんの言葉
- ・エヴァ・キティ… 「自律は虚構」 「ケアする権利」 「ケアされる権利」
- ・マッキンタイア… 「人間は生まれるときから人に依存する」、「障害者が能力を発揮できるかどうかは、社会のありかた、つまり他者がその障害者をどうあつかうのかに左右される」 → 映画『道草』（2019）宍戸大裕監督

## 6 やまゆり園の事件が突きつけた問い

- ・ひとの命に差をつけても良いという命題を、私たちは解かねばならない
- ・近代的な主体概念（人間観） → もうひとつのパラダイム転換
- ・映画「あん」（2015）河瀬直美監督
  - 地域共生社会における権利擁護支援
  - ・コミュニティ、他者との繋がり、連帯性、地域共生、多様性を認め合う、社会参加、語りを紡ぐ、相互依存
  - ・「障害」観・「障害」者観の刷新、新たな福祉観の創造

家族構成	経済状況
	Aさんの老齢年金（約6万円/月）、 Bさんの障害基礎年金（約6.5万円/月）、 生活保護受給中
	生活環境
自宅はアパートの2階。 エレベーターなし。	
Aさん：81歳、物忘れあり。難聴。要支援2。 Bさん：52歳、人見知りが激しく、外出も控えている。視力低下。 Cさん：45歳、アメリカ在住 Dさん：85歳、お金の管理を仕切っている。 Eさん：60歳、日ごろの支援を行っている	
<p>Bさんは中学生の時にいじめにあい、不登校ののち、18歳で統合失調症を発症しました。勉強ができないわけではありませんが、考え方方に特徴があるようです。妹と2人兄弟ですが、妹はアメリカ人と結婚しアメリカに住んでいます。今は母親と一人暮らし。母親は、週に2回近くのデイサービスに通っています。地域包括支援センターが契約し、居宅介護支援事業所にプラン作成を委託しています。妹Cさんが帰国している間に、お兄さんの生活が心配である事と、市役所に相談がありました。障がい福祉課から委託相談員につながり、市役所に行く事が嫌だというBさんに会うためにお家で面談をしました。冷たい水を飲まないと、落ち着かないという彼は、あらかじめ冷やしてあるコップの水を飲みながら、「自分は長男なのに結婚もしていないし仕事にもつけていない。障害と言われるのが嫌だから、障害手帳は持っていない。」とか、「小遣いが足りないから、したい事もできない。」と3度目の面談で教えてくれました。「こんな自分だから、死んでしまおうかと考える…。」と涙ぐみます。</p> <p>面談の時は必ず母親Aさんと従妹Eさんが同席しています。突然人が来るとどうしてよいかわからなくなるからと言います。Aさんは多くを語らず、お茶を出したりお菓子を出したりしてにこにこしています。説明をするのはEさん。今おうちの人気が心配しているのは、お母さんが亡くなった後に、葬式を出すのが息子になる。今は生活保護を受けているから、彼が葬式を出せばお金はかかる。息子が一人になったときに、今のアパートを出てゆかないといけない時だれが面倒みのかという事と、彼の自立のためのお金と葬式代は今からためておきたい…というお話をしました。今金銭管理をしているのは、母親ですが話をよく聞くと、母親の姉が金銭管理の手伝いをしているといいます。従妹たちは、おばさんが金銭管理しているが、通帳には残金はなく、本人の小遣いは自分の葬式代を貯めるために少し減らされたといいます。Dに確認すると、現金で保管しているから「心配はない。」という話でした。ただこれは誰にも話さないでほしいと相談員は言っています。現金で保管しているものをケアマネージャーは触れませんよと、伝えた。通帳に入れて保護課に相談してくださいと伝えたが、あまり話が通じている感じはしなかった。Dは「Aが死んだら、ケアマネージャーにお金のことも全部やってくれるようにお願いする。」と言っている。</p>	

事例の見立てと支援の組み立て

(シート2)

	見立て	支援の組み立て
Aさん		
Bさん		
Dさん		
Eさん		

7、2021年 1月26日 沖縄県那覇市

## 今日のお話

Supported by  
  
権利擁護支援専業研修 IN 那覇

権利擁護支援の基本と意思決定支援

2021年1月26日(火)  
於：沖縄県産業支援センター  
全国権利擁護支援ネットワーク代表  
国学院大学教授・弁護士  
佐藤 彰一

1

## 権利擁護(言葉の整理)25p

・「権利擁護」は福祉の言葉です  
英語では Protection and Advocacy  
中国語・韓国語では、權益擁護？  
法令上は？(権利と利益の擁護、権利擁護など・19法令)  
いろいろな使われ方があります。

対象：子供、女性、LGBT、患者、ホームレス、外国人

生活困難者、高齢者・障害者、etc  
私の定義(広いです)「なんらかの事情により、自分の思いや意見を他者に伝えることができず、社会的に不利益を受けている人(もつと広い人はものやこと)の代弁」

権利に特化した代弁主義は、日本独特？

タイプ：

Personal or Case (by prof, staff, carer, family, friend),  
System, Self

3

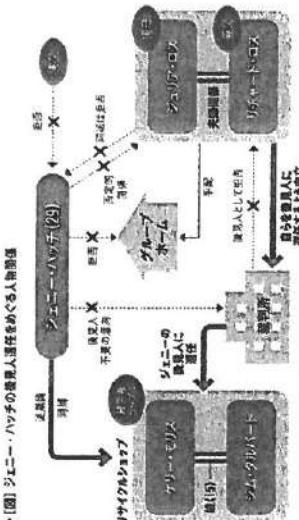
## アドボカシー(権利擁護)の要素 28p

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支授する

- 1 自己決定の尊重
- 2 ご本人にとって最善の利益の確保
- 3 社会的承認・参加 (連帯性・エンパワーメント・外向き・内向き)  
1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支援者がからみると違う場合。パートナリズム的介入？  
主觀的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)  
Vs 観察者の最善利益(支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益)
- VS 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)  
どれが「正しいなどとは、言えない、しかし、「なにをしているか」は言える

4

Jenny Hatch Justice Project



日本の現在の制度でJennyは?

- 友人が後見人になれるか
  - 1年限定の後見人というのはありうるのか
  - 意思決定支援はすべきなのか、できるのか
  - Jennyには自分のことを判断する能力があるのかないのか
  - 国連の障害者権利条約12条によれば日本の制度は、どう理解されるでしょうか。



## 対人理解のパラダイム転換①

◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するといつても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならない」



能力不存在推定(代行決定)

## 対人理解のパラダイム転換②

◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人の決定ができる」



能力存在推定(意思決定支援)

## パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとつて重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまで、「ない」と「推測」することが多かつた(能力不存在推定)
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

## パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに從えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合どうは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であろう(あるいは、本人の決定を妨げている場合は、支援者側の能力、それは本人の能力とは関係がない)。支援者側の能力、その問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないわけがない。
9. そうすると、代行決定は本人に能力がないから行うものである。

## 意思決定支援の「倫理」 35p

- 1) 意思決定を必要ないか。  
決められない自由を保証する。
  - 2) みんなが進むる必要がある。しかし、なんのためか  
みんなで決めるではなく、本人の意向を確認するため
  - 3) 意思決定は、プロセスたという認識は必須。
  - 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。  
違う決定をしても支援、失敗したら再支援  
再決定・再支援のできない場合は？
- 社会の環境と個人の思いが不整合、その調整(SWの役割？)  
社会参加の支援は、ひとりではできない。  
では、権利擁護支援者は誰でその役割は？  
専門職に限らない。生活支援者も市民も

## 成年後見人は意思決定支援者がか

- ・ 行う役割は、代理決定  
代理的効果を出すことができる機能があり  
するに法律上の事柄についての決定権が基本  
ただし、法的効果を出すことのできる機能あり
- ・ その機能を使わないで意思決定支援することもできる。  
民法853条 意思決定支援者か？ この条文の意思は広い、  
(成年後見人の意思の尊重及び財産の管理)  
成年後見人は、成年後見人の生活、財産管理及び財産の管理に関する事務を行  
うときは、成年後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の  
状況に配慮しなければならない。
- ・ 意思決定支援は、いろんな人が関わる十支援の場も様々  
・ もつとも重要なのは生活支援の場

14

- ・ 日本の意思決定支援の課題は、意思決定支援という日本語の定義が明確でないことで  
ある。そのため、
  - ・ Substitute Decision Making,
  - ・ Supported decision making,
  - ・ Shared decision making
- ・ などの言葉が、意思決定支援という日本語の中で混在して使われる傾向がある。
- ・ 制度的にも後見制度は、これらの言葉が不用意に混在して使われる傾向がある。  
Supported decision making として明確に設計されている仕組みは、社会福祉協議会の  
日常生活自立支援事業であり、障害者特別手帳との関係では、この制度利用を促進すべ  
きであるが、成年後見制度を利用促進法の制定の結果、今後の動向が不明確になっている。

## 言葉の整理

- ・ 日本で意思決定が難しい人が利用できる制度  
認知症高齢者や知的障害者など意思決定が難しい人々に対して、成年  
後見制度促進法は、成年後見制度の利用による支援を推奨しているが、  
これ以外に日本独特の制度としての社会福祉協議会が運営している日常  
自立生活支援事業 (Daily Life Independence Support Project) というもの  
がある。これは一人で意思決定することが難しい人であっても、基本  
的な契約判断ができると社協側が判定した人と社協とが契約して、金銭  
管理や通帳の預かり、契約代行などをを行う制度である。これは後見制度  
以外の意思決定支援制度として優れたものだと考えられるが、利用者は、  
成年後見制度が22万人ほどであるのに対して、5万程度と低迷している。  
予算上の問題が大きいと言われている。

日本で意思決定が難しい人が利用できる制度  
認知症高齢者や知的障害者など意思決定が難しい人々に対して、成年  
後見制度促進法は、成年後見制度の利用による支援を推奨しているが、  
これ以外に日本独特の制度としての社会福祉協議会が運営している日常  
自立生活支援事業 (Daily Life Independence Support Project) といふもの  
がある。これは一人で意思決定することが難しい人であっても、基本  
的な契約判断ができると社協側が判定した人と社協とが契約して、金銭  
管理や通帳の預かり、契約代行などをを行う制度である。これは後見制度  
以外の意思決定支援制度として優れたものだと考えられるが、利用者は、  
成年後見制度が22万人ほどであるのに対して、5万程度と低迷している。  
予算上の問題が大きいと言われている。

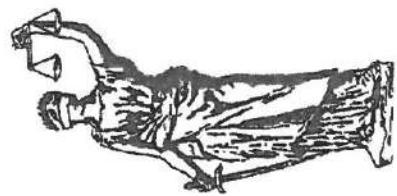
## 日常生活自立支援事業とは、

- ・社会福祉法の厚生労働省の補助金で運営されている事業です。自分車両では、福祉サービスの利用契約を結んだり、金銭管理が難しい人（認知症高齢者・障害者）に向けたサービスです。
- ・各社協は、こうした人々の相談に応じます。1999年10月から始まりました。このサービスには家庭裁判所はまったく関与しません。つまり成年後見とはまったく違う制度です。
- ・社協との契約を結んで利用します。この制度を利用することで法的能力の制限はまったくありません。

## 日常生活自立支援事業 2

- ・この制度の利用契約を結んだあとは、市民の中で研修を受けたボランティアの人、利用者の人を訪ねて社協の職員の監督を受けながら、金銭管理やさまざまな相談にのりつつ支援を行います。利用料は一時間あたり1000円と低廉です。これは司法制度ではなく契約制度ですので、利用者はいつでも利用を辞めることができます。成年後見制度に比べて意思決定支援の制度として優れていると言っているでしょう。
- ・にも拘わらず利用者は、5万人程度で成年後見の23万に比べると多くはありません。その理由は、契約能力の審査にあたる社会関係者が、利用者に契約能力がないと簡単に判断してしまうことがあります。世界的には意思能力に問題がある人も、契約できる制度ができますが、日本のこの制度が先進的なものです。後述の能力存在推定に關係します。

## 正義とケアの共存は可能か



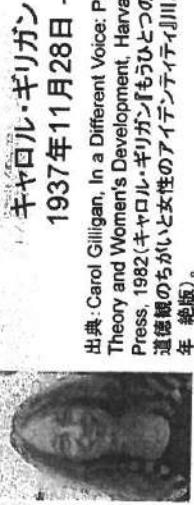
例えば

自分が認知症になつて判断能力がなくなつた時には、安楽死をさせてほしいと明確に述べている方が、認知症になつてからだけど、それなりの生手をしているときにはどう判断するか。  
ドーキンによる幸福のマークの扱い。  
受益性 最善の利益 マークの過去の自律性と衝突したら?  
フェリーの例(後見人が安楽死を選択) 381p  
尊厳の権利 生の不可侵性に対する最大の侮辱は、その複雑性に直面したときの無関心や怠慢である。

ロナルド・ドワーキン (Ronald Dworkin, 1931年12月11日 - 2013年2月14日)  
Yale大学教授(法哲学)、ロンドン大学教授  
Life's Dominion: An Argument about Abortion and  
Euthanasia, (Harper Collins, 1993),  
水谷英夫・小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン——中絶と  
尊厳死そして個人の自由』(信山社出版, 1998年)

幸福のマーク  
自律性 インテグリティ 現在・過去 工夫への証人  
受益性 最善の利益 マークの過去の自律性と衝突したら?  
フェリーの例(後見人が安楽死を選択) 381p  
尊厳の権利 生の不可侵性に対する最大の侮辱は、その複雑性に直面したときの無関心や怠慢である。

▶ 20



キャロル・ギリган  
1937年11月28日 -

出典: Carol Gilligan, In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Harvard University Press, 1982(キャロル・ギリган『もうひとつの声——男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店、1996年 絶版)。

子どもたちの発達調査のためにインタビュー。すると面白い現象が

重い病の妻を助けるには薬が必要・しかしあがない。夫ハイジックから相談を受けたとき

ジェイクとエイミーの対応  
男性的?な見方と女性的な見方。

21

## ジェイクとエイミー／『もうひとつの声』

■エイミー

■ジェイク  
道徳的ディレクターは、人間にに関する数学の問題のようなもので、方程式を組み立て解けば、誰もが同じ結論に至る。完全にあることを理想として、自分を中心にして世界を捉える。



関係・思いやり・責任



公正・正義・権利

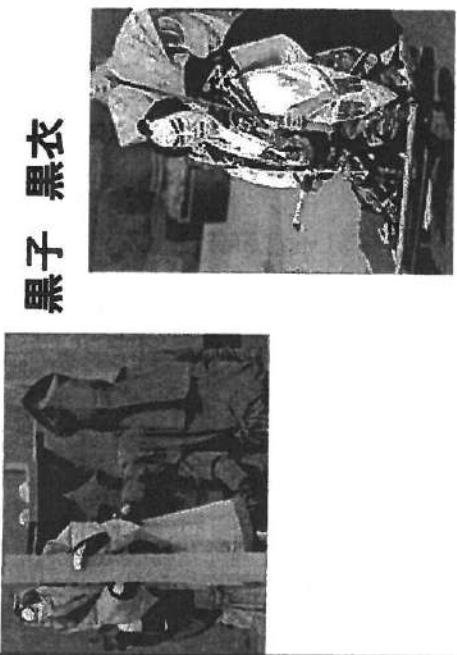
## 成年後見人は意思決定支援者が 144p

- 行う役割は、代行決定  
ただし法的効果を出すことができる権限あり  
要するに法律上の事柄についての決定権が基本
- その権限を使わないで意思決定支援することもできる  
民法858条 必要職務か?  
(成年後見人の意思の尊重及び身上の配慮)
- 成年後見人は、成年被後見人の生活、健やかさ及び財産の管理に関する事務を行うに当つては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。
- 意思決定支援は、いろんな人が関わる十支援の場も様々

24

成年後見人の意思決定支援者	
正義の倫理	ケアの倫理
世界の中心に自己	世界の中の自己
公正・公平・不偏の実現	他者とのつながりの形成・維持
自立	相互依存・支え合う
理性	感情
公平に扱う、分け隔てない	気づかう、思いやる
権利・義務	責任・応答(responsibility)
ルール、原則に基づく判断	具体的な状況の中での判断
普遍的(一般的)	個別的(特殊的)
対象からの距離	没頭・專心
(短所)杓子定規、融通が利かない	(短所)場当たり的、えこひいき

## 黒子 黒衣



三つの課題 149p

- ・日本の法制度は、人を能力や意思のある人だとみているのか、ない人だとみているのか。 支援者が困惑する。
- ・代行決定をするれば良いのか、意思決定支援をすれば良いのか、すべて裁量。すべての人に意思決定支援を保障できない。
- ・意思決定支援に名を借りた代行決定。

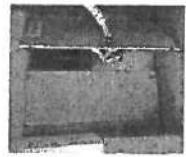
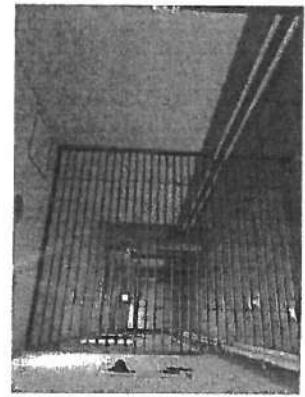
26

津久井やまかり園  
2016年7月26日未明  
午前2時から3時  
19名死亡。  
27名重軽傷  
重度の障害者



二カ所に被害。しかし、どのような支援があつたのかいまだにわからぬ  
。。。これがわからないまま、事件を収束させていいのだろうか？私の  
問い合わせですが、他にも同様の疑問をもつ方がおられます。支援とはなんだ  
ろうか。今日の話題です。

27



28

## 水道・電気・ブレーカー



29

## 不適切支援と視野狭窄

- 虐待とは、支権者の義務や権限の濫用である。
- その中で、大きく2つに分けてみましょう。
- 不適切支援、過剰支援、手抜き支援
- いずれも第三者的判断優先(本人の保護だとしても、「思わずやっちゃった」「めさせ一日2万歩」)
- 視野狭窄型
- 障害者的人間性を無視した理解
- たとえば、リブロ(2012)千葉県袖ヶ浦第二寮(2014)、そして… やまゆり
- でもなぜそうなるのでしょうか？？？

## 意図的で陰湿(第2寮) 法廷の証言から

- Mイスム(H23年ぐらいに退職している)  
「何があつても仲間は売らない」  
「ハニックや大声などは、暴力で早くとめたほうがよい。」  
「話が出来る人所者にはダメ。」
- 「施設に報告する職員の前もダメ。」  
「あとから残るような傷もダメ。腹部をねらう」  
(日常的に2寮で暴力をふるう職員間に流布され、路頭されていた。)

30

## 権利擁護から考える

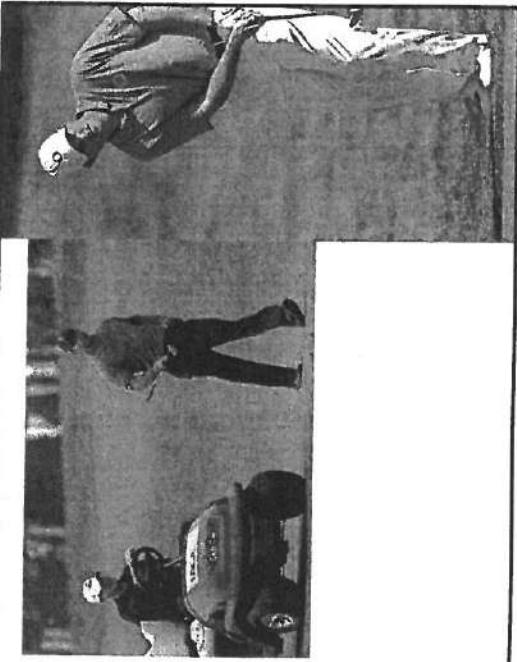
障害者の能力	存在肯定	不存在肯定	やめたり世人
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定
利益	ご本人の主観的利 益優先	ご本人の主観的利 益と客観的利 益を重視	社会的利益(障害 者を人間とみない 視野狭窄)
価値	ケア・エンパワー (社会参加)+ 正義(功利主義) を軽く)	ケア(安全重視+ 正義)	独断的正義
個人の扱い	主体(相互扶助)	客体(保護の対象)	手段(利用価値が なければ扶助)

31

32

## 平等とは

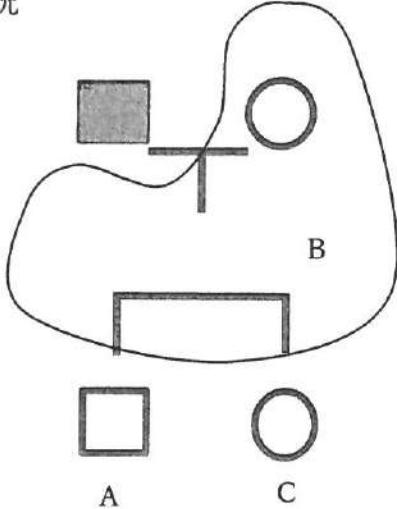
- アリストテレス「等しきものを等しく扱う」
  - 1) 等しきものを、異なる扱いをすることは、正しくない
  - 2) 等しくないものを、等しく扱うことも、正しくない、では、なにが等しくて、なにが等しくないのか？
- 人間存在の多様性すべての人は美しい特徴を持ており、すべての人に違っている特徴がある。どの部分を強調するかで、等しくあり、異なつてもいる。
- 切り口の問題であり、共通のメジャーが当然にはない。しかも、個々人の自己認識や他者認識はすべて異なる（…と前提にできる）。
- ※接つて、差別の問題は社会に広く存在する。自分は同じだと思っていても、相手がそう思っていない。（その逆もある）（誰もが差別するし差別される）
- このメジャーの是非をめぐっては長い時間をかけた闘争がある。  
例：英議院アリストテレスは曾記  
といえ差別解消のために競争をする時代ではない



## ケーシー・マーティン対PGA(プロゴルフ協会)

- PGA相手に撲訴(ADAが根拠)
- 2001年5月29日連邦最高裁が判決(勝訴)
- 彼はスタンフォード大学出身で、一時はタイガー・ウッズとチームメイトだったほど「エリート」街道を歩いた。しかし生まれつき左足に難病を抱え、プロに転向したもののが1日18ホールを歩く体力がなく、PGAツアーにカードを使用を要請
- ゴルフの本質は？
- プロゴルファーとしての名譽？

- 「日本の成年後見制度の現状と課題」  
賃金と社会保険2016年7月上旬号 pp42-61
- 「意思決定支援は可能か」法哲学年報2016/2017 pp57-71
- 日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」ミネルヴァ書房(2016)
- 「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保険1713号(2018年9月上旬号) pp19-34(松江事務の評解)

<p>家族状況</p> 	<p>経済状況</p> <p>Aさん 年金60,000円／月 Bさん 年金25,000円／月 Cさん 年金60,000円／月 工賃10,000円</p>
<p>生活環境</p> <p>自宅、2世帯住宅。Aは2階、BとCは1階に住んでいる。築58年。</p>	

Aさん：年齢55歳 ファッションや考え方にはこだわりが強い。多弁で社交的。

Bさん：年齢85歳 専業主婦をしてきた。節約家。

Cさん：年齢43歳 引っ込み思案で、内向的。

#### 事例

Aさんは、統合失調症と発達障害のある55歳の男性です。障害年金を受給しています。音楽が好きで、好きなアーティストの作品をCD、音楽データで買い求め、楽器やファッションもこだわる勢いです。相談員は「お金が足りなくなるんじゃない？」と冗談交じりで言いましたが、「お母さんがお金をくれるので大丈夫。」と説明していました。母親Bは85歳でうつ病の診断があり、75歳を超えたころから物忘れが強くなっています。部屋の片づけなども上手くできなくなり、物をなくしては「Aがとったのでしょう。意地悪しないで。」となじることがあるようです。普段は家にいてお部屋の片づけを何度も行っています。身体的には健康でADLは自立していました。自分自身の身の周りの事は出来ますが、家全体の事は難しいようです。弟Cは知的障害があり、B型就労を利用しています。父親は、8年前に他界しています。父が存命の時は、母の世話をやCの事を面倒見ていました。父親との関係性はよく、家族で外出などもしている姿がよく見られていたようです。半年前にお母さんが自宅で転倒し、右大腿骨大転子を骨折しました。Cさんは、事業所に通っていましたが、お母さんが転倒し骨折したのを機に、たびたび事業所を休むようになりました。Cさんからは「お母さんのお世話をため…」だというお話をありました。

Aさんが「お金が足りないので、仕事がしたい。」という事で就労の支援を、計画相談で対応することになりました。お話を持ってきたのはAさんが通う精神科のワーカーでした。主治医のいる精神科はもちろんですが、訪問看護による服薬確認や体調のフォロー、他科受診まで同行するようで、計画相談の事務所

令和3年1月26日 権利擁護従事者研修 IN 那覇（産業振興センター）

い) 関係し続けるために

① 考えよう！！		
支援者的心配事	判断	本人の心配事

例…支援者的心配事

判断

本人の心配事

[太っている] → [ダイエットと食管理・服薬調整]

「生活が乱れている」 ← 「最近しんどい」

※違和感や意見の違いが見える部分を確認しましょう。

② 支援（支援者）と本人とのずれはどんな内容？		
Aさん	Bさん	Cさん

※支援者と本人と、どこを明確にしたら目標を同じくできるでしょうか？

ろ) 傾聴のために

(③) ①②を踏まえて、あなたは、それぞれの想いや生活をどう見立てますか? (ex. その人からどう見えている?)		
Aさん	Bさん	Cさん

※見立の変化で、支援の経過がわかります。

(④) その人の強みは? (性格・体力・理解力・発信力・環境・価値観)		
Aさん	Bさん	Cさん

※その人の中心には何があるのでしょうか?

は) 関わる立ち位置を判断

⑤ エンパワメントするなら? 一緒に悩むならどんな時?		
Aさん	Bさん	Cさん

⑥ エンパワメントするならどうやって? トライするならどんなこと?		
Aさん	Bさん	Cさん

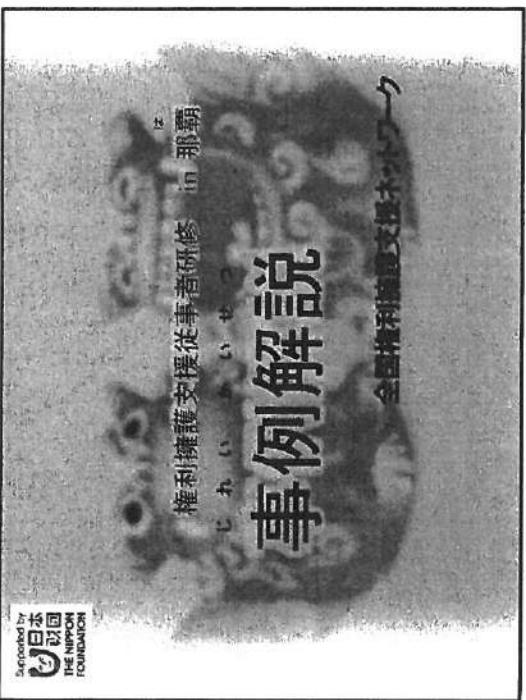
※ろ) の部分は全体の見立に当たりますが、法律や制度、根拠法、職務分掌、職能の価値や倫理に従う場面が出てきます。一方でその支援自体のポイントはそれら法律や制度で対応できるものばかりではありません。なぜ関わるのか確認しましょう。

Supported by  日本 THE NIPPON  
財団 FOUNDATION

登場人物	属性	社会的状況	考え方
Aさん 55歳	統合失調症 伝記性発達障害	音楽好き 障害年金受給	オジタイプ 朝気がある
Bさん 85歳	認知症 (アルツハイマー型)	老齢基礎 配偶者と死別 地域包括支援センター	節約家 自分ですれば 費用が掛からない
Cさん 43歳	重度精神遅滞 (B1) 家事ができる	B型事業所利用	従順 優しい

## 個人的要因

- 個人に帰属する要因
- Aさん 統合失調症
  - Bさん 物忘れ(認知症)・うつ病
  - Cさん 知的障害
- 金銭管理…従順…やさしい



## 支援困難事例とは



\* 3つの要素が深く関与して発生する  
「支援困難事例と向き合う」岩間伸之著

## 社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる  
関係性が要因

- Aさんの生活リズムに他が同調
- 家族関係のバランス
- 被擁護者と擁護者の関係性
- 金銭的不適切な関係性

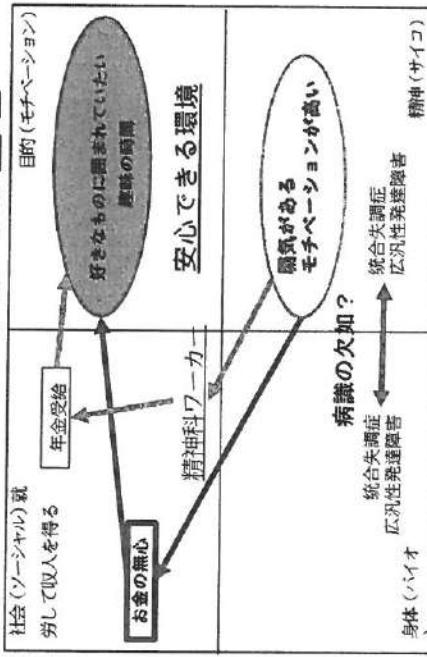
## 不適切な対応

- 援助者側による不適切な対応(関わりのま  
ずさや不十分な動きかけ)が要因
- 精神科ワーカーの過剰な関与(閉鎖的関係性)
- 計画相談の生活状況把握の内容  
(権利擁護としての生活支援の重要性)
- 地域包括支援センター、委託相談などの行政管  
轄の機関の連携の必要性(措置権者の関与)  
=チームアプローチが機能不全をしている

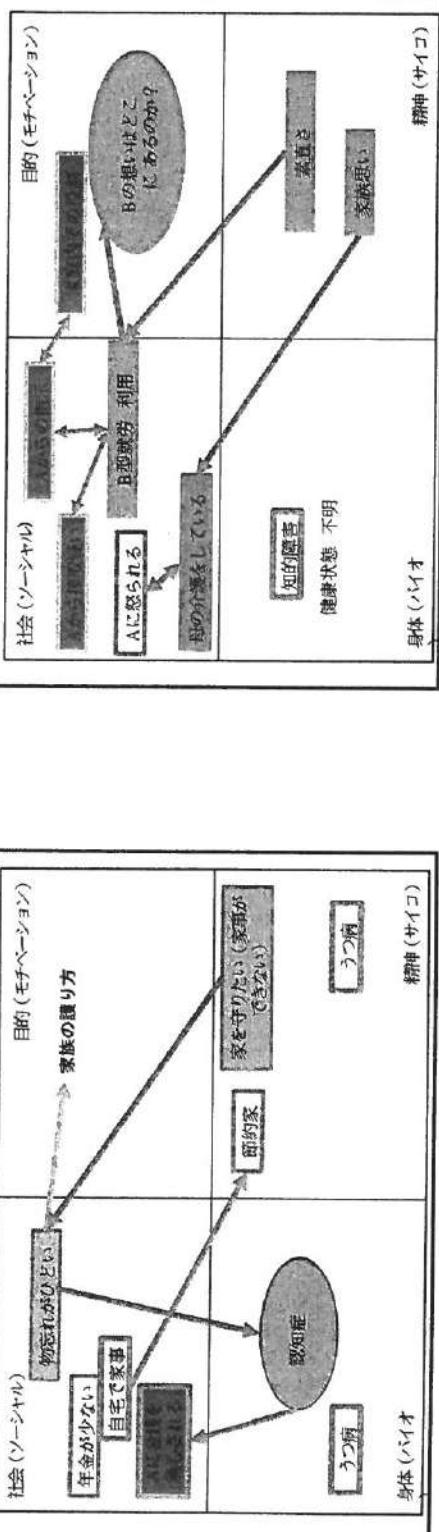
## 事例の「見立て」と支援の組み立て

全体像	「見立て」		支援の組み立て
	キーパーソンの設定(家族?)	第三者の関与・情報の整理	
Aさん	家族の関係性の変化。想いの 層の違い。 統合失調症 広汎性発達障害 趣味の音楽…浪費傾向 長男の意味	お金が足りないことへの認識 就労に対する意識 家族へのかかわり方 生活費の算分 経済的虐待(施設者支援)	社会(ソーシャル)就 労して収入を得る 年金受給 お金の無心 精神科ワーカー 安心できる環境
Bさん	うつ病 認知症(BPSD) 骨折(ADL低下) 金銭管理ができない	成年後見制度の利用検討 介護サービスの利用	病識の欠如? 統合失調症 広汎性発達障害 身体(ハイオ 精神(サイコ)
Cさん	言われたどおりに動く 家族間の「ワードローブ」 財物の変更 抑圧的な関係性	障害者の虐待対応 (成年後見制度の利用検討)	

## Aさん BPSモデルでの整理



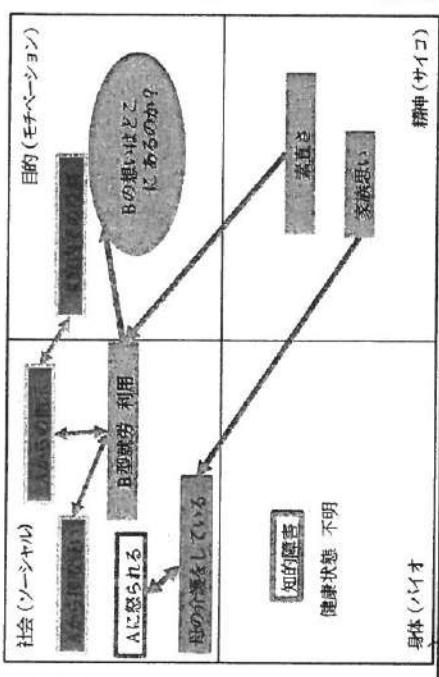
## Bさん BPSモデルでの整理



## 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ① Aさんが働く目的の確認。  
→お金が足りない…どれくらい足りないのか。  
どれだけあつたら安心なのか?  
どれだけ使いたいのか?
- ② 生活状況の確認。  
→家計の状態はどうなのか?  
誰が中心に生活をくみたてているのか?  
本人の捉え方の確認。

## Cさん BPSモデルでの整理



## 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ③ 家族との関係性を理解する  
→家族をコントロール…Aさんの自己効力感。  
コントロールの感覚  
→エンパワメントの視点…家族のエンパワメント  
個々人ではなく「家族」機能へのエンパワメント
- ④ Aさんの不安を解消し、支える  
→Aさんが安心して、生活の相談を出来るよう  
に、面談。認知の修正に取り組むことが  
出来るか?「家族」と「自分」のはざまで感  
じるジレンマへの寄り添い。

### 働きかけのポイント(Bさんの場合)

- ① Bさんの自立生活への意向の確認を行う  
→家族への思い、感情なども含め、本人の思いを丁寧に聞き取る。
- ② 本人が選択肢を増やせる提案をする  
→「家族の世話」役からの変化。
- ③ 本人が平穀を感じることができることでできる  
体験を共に評価し、できなくなつてゆく  
事の不安への対処体験を積み重ねてゆく。  
(家族と体験の共有)

### 働きかけのポイント(Cさんの場合)

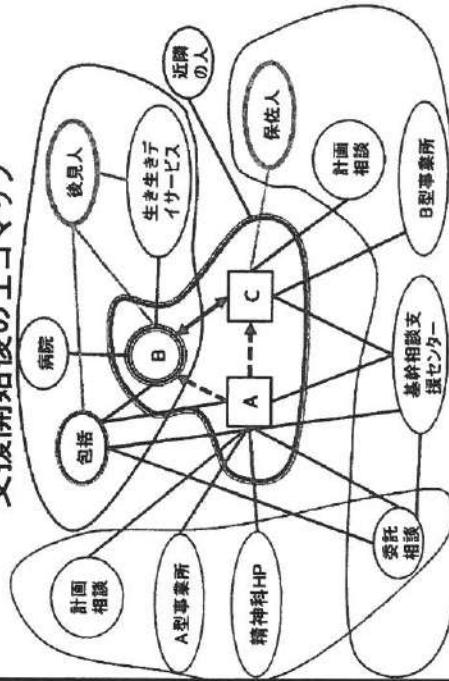
- ① Cさんの意向を聞き取る  
→お金の不安、Aとの関係(榨取・強要)。  
Cがどうしたいのか、確認してゆく。
- ② Cさん自身の身体・精神の状況への配慮  
→Cさんは言語化していないが、状況として一番「どうしていいの困惑している。」状況と、見ることがができる。(負担感)

### 働きかけのポイント(見通し)

#### ① 家族機能としての視点

Aの持つ自己効力感の感じている対象を、個人的生活の充足から、家族機能の充足による人の社会性の発達という面にシフトしてゆく支援が可能かどうか…。本人の認識の修正を含む開拓りが可能かどうかに開拓らざるはそれ、を確認し試してゆく開拓りがベースに必要になる。本来持っている、或いはトラブルがある中でも一緒にいる事実の意味に寄り添う視点。本人が感じるであろう社会的なジレンマを通して、成長の端緒がある。でなければ、家族同居を続ける事が難しいと予想される。  
表面的に行動化していることをストレングスとして受け取り、エンパワメントする事との違い。

### 支援開始後のエコマップ



## おわりに

成年後見制度利用促進法が、平成 28 年 4 月にできて、平成 30 年 4 月からは、いよいよその舞台を厚生労働省に置き、成年後見制度利用促進室なるものができました。地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置が、基本計画に書き込まれ、全国 1441 市区町村のうち もう、492 市区町村に中核機関が設置されました。（平成 30 年 10 月現在）この成年後見制度は本人にとって必要とされる利用でなければ、いけません。当団体の研修では、この成年後見制度の利用促進は地域の権利擁護支援の促進でなければならないことを、伝える研修になっています。この法律の本当に言わんとしていることをわかりやすく伝えています。また、グループワークをすることで、多職種連携の必要性も学べる仕掛けとなっています。地域連携ネットワークとは、本人を囲んで地域がネットワークを組んで支援していくことです。多くの方と支援できることは、本人の可能性を広げることにもつながります。このようなことを伝えるために、地道なこの研修は必要なことだと考えます。

成年後見制度の利用促進や地域連携ネットワークとは、厚生労働省が以前から言っている地域包括ケアの中に権利擁護支援を組み入れていくに他ならないのです。権利擁護支援を考えるとは、まさしく地域福祉を考えることに、違いないのです。これからも、丁寧に全国で人材育成の研修していくことによって、権利擁護支援の視点から、誰もが自分らしく生きているける社会を築くことを目指します。

2020（令和2）年 3月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責：今井 友乃



## **権利擁護支援従事者現任研修の開催事業 報告書**

---

発行日：2020（令和2）年3月31日

発 行：一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

印刷・製本： 株式会社 繩文堂印刷

問い合わせ：全国権利擁護支援ネットワーク

（事務局）一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町6-3-16 レックスマンション603

TEL：047-407-4584 FAX：047-407-4101

E-mail：[info@asnet-japan.net](mailto:info@asnet-japan.net) URL：<http://www.asnet-japan.net/>

---